

ボーイスカウト都道府県連盟  
理 事 長 各 位  
県コミッショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
総コミッショナー 木 村 寿 宏

夏季諸活動の実施に際して（通知）

日頃より、スカウト運動の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

各県連盟、各団等においては、夏季野営・舎営、第 19 回日本スカウトジャンボリーを始めとする夏季の諸活動に向けて様々な準備を進められていることと思います。

今夏の諸活動においてスカウトや指導者の安全と健康を守るため、安全・健康・衛生の管理及び教育の基本並びに社会規範の遵守について、貴職におかれましても次の事項を改めて御確認いただきますようお願いいたします。

また、(別紙)「令和 8（2026）年度夏季諸活動の留意事項」を貴県連盟内の全ての団及び第 19 回日本スカウトジャンボリー派遣隊に漏れなく周知の上、必要な指導を行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 安全計画の立案の徹底と関係指導者、保護者への周知
2. 安全計画に則った安全管理及び教育の実施
3. スカウトの技能の習熟度や体力に応じたプログラムの選定及びそれに向けた事前の技能訓練の実施
4. スカウト、指導者への健康・衛生（食中毒、感染症対策等を含む）管理及び教育の徹底
5. 「熱中症対応ガイドライン」の活用及びポロシャツ等への制服上衣置き換え措置の積極的な運用
6. 関係機関からの野生鳥獣（熊等）出没情報の継続的な収集及び該当地域における出没状況に応じた活動計画の変更
7. 雷・豪雨等の天候急変による事故を回避するための迅速な活動変更・中止の判断
8. 自動車利用時における関係法令の遵守、無理のない運行計画の策定、指導者の同乗及び全席でのシートベルト着用の徹底
9. 大地震等の自然災害に備えたハザードマップの確認、往復路における発災時の対応策の策定及び安全最優先の活動変更・中止ができる環境づくり
10. 事故発生等を想定した管理体制の構築、緊急搬送手順の策定及び複数手段による通信連絡網の確保
11. スカウト運動への社会的信頼を維持するための公共の場におけるマナーの遵守、近隣地域への配慮及び情報モラルの徹底をはじめとする社会規範の遵守

この件についての問い合わせ先

事務局 コミッショナー担当 komi@scout.or.jp

## 1. 夏季特有の安全対策と社会規範の遵守

- (1) 通常時の安全管理、安全教育に加え、夏季の気象条件や急激な環境の変化など季節に応じた対策を確認してください。
- (2) 活動計画の際には、事前準備を十分行い、実施中は状況に応じた安全確保に努め、万が一事故が発生した際は迅速で的確な対応がとれるよう御準備をお願いします。スカウト・指導者一人ひとりが安全への意識を高め、自己の安全確保、周囲への気配りの徹底を心がけてください。
- (3) 川、海、プール等での活動に際しては、事前に活動場所の下見（危険箇所の把握）を行い、ライフジャケット等の救命用具の正しい着用、指導者や専門知識を持つ者等による厳格な監視体制を確保してください。また、プログラム特性に応じた安全教育を確実に行ってください。
- (4) 公共交通機関での移動や公共施設利用時は、他の利用者の迷惑とならない行動をとるようお願いします。また、キャンプ地が民家に接している場合は、近隣住民への事前、事後の挨拶などの配慮をお願いします。さらに、活動中の写真や動画を SNS 等へ投稿する際は、個人情報やプライバシーの保護に十分留意してください。

## 2. キャンプ等の計画について

指導者は、スカウトの興味や冒険心等を考慮しつつ、教育効果と安全確保の徹底を両立させたプログラムを十分かつ綿密に計画し、スカウトの体力、技能、体調等に配慮した安全で楽しい経験ができる取り組みをお願いします。また、終了後には、協力の要請をお願いした緊急連絡先や関係機関（病院、警察、消防、関係県連盟等）には無事終了の報告を忘れずに行ってください。

## 3. 食中毒及び感染症の対策

夏季の野外炊事や食事の提供においては、集団食中毒のリスクが著しく高まります。次のとおり衛生管理を徹底し、予防に努めてください。

- (1) 調理前後、食事前及びトイレ後のスカウト・指導者の手洗いを徹底してください。
- (2) 食材（特に肉・魚・卵類）の中心部まで十分に加熱し、生鮮食品の常温放置は避けてください。
- (3) 炊事用具（まな板、包丁等）の洗浄・消毒及び飲料水（ジャグや水道水）の衛生的な管理に万全を期してください。
- (4) 少しでも体調不良（下痢、嘔吐、発熱等）の見られるスカウト・指導者は調理作業に参加させないよう配慮をお願いします。

## 4. アレルギーや既往症のあるスカウトへの対応

アレルギーのあるスカウトが食物等のアレルギー反応によりアナフィラキシーショックを発症し、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。アレルギーのあるスカウトが安心・安全な活動を行うため、保護者と指導者の間で意思疎通を図り、正しい知識に基づいた予防や対応をお願いします。

既往症のあるスカウト等についても同様の配慮をお願いします。

## 5. 各種書類の提出と手続き

活動場所や内容に応じて必要書類を県連盟や行政所管部署等に提出することが求められています。

- (1) 登山等の活動を実施する場合は、登山計画書（登山届）を管轄している警察署等に提出してください。
- (2) 活動を県外で行う場合は、隊指導者は団を経由して所属県連盟に県外旅行申請書を提出してください。
- (3) 隊指導者は、全ての活動の実施計画書、安全計画書を必ず事前に作成した上で、団委員長、担当コミッショナー等に提出し承認を得てください。併せて、保護者への説明を必ず行ってください。

## 6. その他（既に通知済みのもの）

### (1) 暑熱対策

「熱中症対応ガイドライン」を活用し、ポロシャツ等への制服上衣置き換え措置を積極的に運用してください。

【参考】2025年4月14日付け日連発第25-048-1号「夏季における制服の着用について（変更）」（別添①を御確認ください）及び2025年4月30日付け日連発第25-082-1号「『熱中症対応ガイドライン』の策定について」

<https://www.scout.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/ba7f05e37e22a364917a7b7a9bc221a6.pdf>

### (2) 獣害対策

関係機関からの野生鳥獣（熊等）出没情報を継続的に収集し、出没状況に応じた活動計画の変更等の措置を講じてください。

【参考】2025年11月11日付け日連発第25-673-1号「獣害に対する注意喚起および今後の対応について（通達）」

<https://www.scout.or.jp/member/kumataisaku>

### (3) 雷・豪雨等の天候急変による活動変更・中止の判断

事故を回避するため、迅速な活動変更・中止の判断を徹底してください。

【参考】2025年4月14日付け日連発第25-047-1号「落雷事故に関連して（注意喚起）」（別添②を御確認ください）

### (4) 自動車利用時における関係法令の遵守、指導者の同乗等

道路運送法など関係法令の遵守（適法な輸送手段の選定）、無理のない運行計画の策定、指導者が同乗の上で全席でのシートベルト着用を徹底してください。

【参考】令和8年5月15日付け日連発第26-163-1号「自動車による移動時の法令遵守及び安全管理の徹底について（通知）」

<https://www.scout.or.jp/member/commissioner-notice-vehicle-safety>

### (5) 地震等の自然災害に備えたハザードマップの確認、往復路における発災時の対応等

ハザードマップの確認や往復路の対応策を策定するとともに、安全最優先の変更・中止が支持される環境づくりに努めてください。

【参考】令和8年6月18日付け日連発第26-281-1号「政府の地震調査委員会の発表を踏まえた安全管理と安全教育の徹底について（通知）」

<https://www.scout.or.jp/member/commissioner20260618>

日連発第 25-048-1 号  
2025年4月14日

各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
総コミッショナー 村 田 禎 章

### 夏季における制服の着用について（変更）

昨年、日連発第 24-185-1 号 5 月 20 日付文書で発信しました「夏季における制服の着用について」につきまして、以下の通り変更することを教育推進本部において決定しましたので通達いたします。

#### 記

#### 1. ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者の制服

- ① 令和 6 年 6 月以降、一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズが供給するポロシャツ（ネイビーカラー、左胸に日の丸・SAJ ロゴを配したもの）をもって教育規程に定める制服上衣に置き換えることができる。その場合各種記章類の着用は省略する。
- ② 制帽は隊、団、地区、県連盟または各種行事等で指定されたものを着用することができる。
- ③ 下衣は教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ④ 国旗儀礼を含むセレモニーの間はネッカチーフの着用が望ましい。
- ⑤ 移動、野営以外の活動時も同様の取り扱いとする。
- ⑥ 国外での活動、海外派遣、国際行事・会議等については教育規程の通りとする。
- ⑦ 運用期間 毎年 5 月～10 月（沖縄県については県コミッショナーの判断により 11 月以降運用可）

#### 2. カブスカウトの制服

- ① 一般財団法人ボーイスカウトエンタープライズが現在供給しているカブスカウト用 T シャツをもって教育規程に定める制服上衣に置き換えることができる。その場合各種記章類の着用は省略する。
- ② 制帽・下衣は教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ③ 上記「1. ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者の制服」の④～⑦に同じ

#### 3. ビーバースカウトの制服

- ① 教育規程 9-4-1 「正装の着用基準」の通り。
- ② ネッカチーフの着用は国旗儀礼を含むセレモニーの間は着用が望ましいが、それ以外は着用を義務付けない。
- ③ 運用期間 1-⑦に準ずる

#### 【本通達の例外】

1. 定型訓練、定型外訓練においては 5 月、10 月は適用しない。  
6 月～9 月の間は当該訓練の主催者が決定する。
2. 全国大会については、開会式・講演・表彰式・各種会議等第 1 日に主会場で行われるものについては、スカウト・指導者の正装（ユニフォーム）とする。また、全国大会期間中およびその前後に実施される各種関連事業で、外国連盟来賓が参加する会合についてもポロシャツは着用しない。

以上

## 別添②

日連発第 25-047-1 号  
2025年4月14日

ボーイスカウト都道府県連盟  
県コミッショナー 各位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟  
総コミッショナー 村 田 禎 章

### 落雷事故に関連して（注意喚起）

2025年4月10日、午後6時頃、奈良市内の学校法人において部活動中の中高生が落雷により救急搬送されるという大変痛ましい事故が発生したことはご承知のことと存じます。

スカウト活動はその多くの時間を野外で行うことから、同様もしくはそれ以上の事故発生の可能性があります。

4月10日当日、奈良県全域には雷注意報が発表されていました。警報は危険だが注意報はそれほどないと、つい思ってしまうがちですが、近年は局地的集中豪雨など、従来想像もしなかった異常気象による被害が発生しています。

雨雲や雷雲が急激に発達することにより極めて短時間で危険度が高まる可能性が多々あります。活動前に必ず、雷注意報発表の有無を含め気象情報を確認し、もし雷に対する注意喚起がある中で活動するならば、「急に空が暗くなる」「急に冷たい風が吹く」など積乱雲発達の兆候が見られる場合にはすぐに活動を中止することが肝要です。「雷鳴が聞こえる」のはすでにどこかで雷が落ちている可能性があり、それからの安全確保では手遅れになる可能性があります。

これから夏に向かってこのような事案のリスクが高まってまいりますので、日常の活動等におきましても、天候チェックの強化、避難体制等を含む安全計画の点検を十分に実施していただきますよう、貴県内各団にご指導賜りますようお願い申し上げます。

文部科学省および気象庁ホームページに関連記事がありますので是非ご参照ください。

文部科学省：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1421128\\_00015.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1421128_00015.html)

気象庁：<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>

以上